東海学園大学 SNS公式アカウント申請書

東海学園大学　学長殿

東海学園大学のSNS公式アカウントとして、下記のように申請いたします。

また、「ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を十分に理解し、運用するようにいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 令和●(20●●)年●月●日 |
| 組織名・学部名 |  |
| 責任者名 |  |
| 利用媒体（アカウント名）※利用媒体にチェックとアカウント名の記入をしてください。 | [ ]  X（アカウント名）、[ ]  Instagram（アカウント名）[ ]  LINE（アカウント名）、[ ]  YouTube（アカウント名）[ ]  TikTok（アカウント名）、[ ]  Facebook（アカウント名）[ ]  その他（●●●●） |

ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

１．法令遵守

ソーシャルメディアの表現は、日本国憲法をはじめとする法令の下にあります。利用の際は、日本の法令を遵守してください。

２．知的財産権の保護

情報発信する際は、文書・画像・音楽・その他の著作物等の取扱いが、著作権、肖像権、商標権など他人の権利や利益を不当に侵害することのないよう十分に注意してください。

３．守秘義務を要する情報の取扱い

大学内で知り得た守秘義務を要する情報（研究上の秘密や業務情報など）を、許可なく発信することのないようにしてください。

４．人権・倫理の尊重

特定の個人や組織に向けて、誹謗中傷、差別的・猥褻な内容の投稿等は、特定の法律に違反しない場合であっても行わないようにしてください。

５．プライバシー保護

発信した情報は、長期間または永久に公開・拡散されつづけるリスクがあることに留意し、対象の個人情報保護に努めるようにしてください。また、第三者の個人特定につながる情報を発信する場合は、必ず同意を得たうえで他人のプライバシーを侵害しないように気をつけてください。

６．情報発信の責任と誤りや不適切な発言の訂正

情報を発信する際は、適切な内容を発信するようにしてください。発信した情報の責任は、情報を発信した者にあります。また、発信した情報に誤りや不適切な内容があると分かった場合は、直ちに情報訂正をしてください。

７．東海学園大学に関わる者としての自覚

大学での所属を明らかにしてソーシャルメディアを利用する場合は、東海学園大学関係者の発信となることを充分に自覚しつつ、その発信が大学の見解であるような誤解を招いたり、大学の名誉を損なうことのないようにしてください。

８．組織としてのソーシャルメディア運用

大学内の組織としてソーシャルメディアを運用する際は、本ガイドラインと合わせ、別に定める「組織としてソーシャルメディアを運用する際の注意点」も遵守してください。

９．懲戒処分

上記の内容が遵守されない場合、教職員においては東海学園大学就業規則第46条、学生においては学則第45条に定める懲戒処分の対象となることがあります。